**平成２４年（フ）第２４３１号**
横浜市港北区鳥山町819番地
債務者　山下まりこ
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸張　雄哉
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６３１号**
千葉県流山市名都借806番地の１
債務者　峯岸　　弘
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　尚道
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月25日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第６７１号**
千葉県柏市増尾160番地３
債務者　中島　和子（旧姓坂巻）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金成　英一
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１４４８２号**
千葉県市原市山田橋２丁目２―20
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀井　弘泰
4　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第７５３号**
千葉県松戸市胡録台269番地の10　アムールルア202号
債務者　安藤　正美
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澁川　達夫
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１４４５３号**
神奈川県大和市中央林間４丁目２―11―402
債務者　杉山　香澄
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　明子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９７号**
山口県下関市秋根新町15番６号
債務者　広和繊維こと　尾潟　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月６日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第５３０号**
新潟市秋葉区朝日257番地４
債務者　遠藤　國夫
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
4　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第８７１号**
広島市中区西白島町２番６―102号
債務者　村上　進一
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１１５号**
広島県廿日市市宮園８丁目３番地12
債務者　西村　哲明
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１４５号**
新潟県新発田市緑町３丁目１番23号、前住所新潟県新発田市緑町２丁目19番11号
債務者　加藤　和則
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２４年（フ）第４６５号**
愛知県岡崎市欠町字栗宿５番地41　クレオール東公園606
債務者　安藤　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１９７号**
滋賀県近江八幡市竹町183番地１　２号
債務者　小原　幸一
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第７４２号**
仙台市青葉区錦町１丁目４番５―1106号
債務者　橋本　武之
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安西　文衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係